

H20. 6. 28 原案可決

青少年健全育成のためのインターネットの有害情報 規制に関する実効性のある法整備を求める意見書

今日、パソコンや携帯電話の急速な普及によって、インターネット上に有害情報(残虐サイト、犯罪や殺人、ポルノや自殺サイトの闇サイト、出会い系サイト、家出やいじめの闇サイト等)が氾濫し、その影響を受け、青少年が犯罪に巻き込まれる例が相次いでいる。これらの現状は、今や看過出来ないところまで来ている。氾濫する児童ポルノやインターネット上の有害情報をこれ以上放置しておくことは、今後もっと多くの犠牲者を出すことになる。

いまこそ国は、未来を担う青少年を守る強い意志と責任を示し、国民の負託に応えるべきである。

従って、法律の制定にあたっては、自主規制を主体としたものではなく以下の点を踏まえた実効性のある内容を強く要請するものである。

記

- 1 国が有害基準の定義をし、インターネット上の有害情報を削除するシステムを作る責任を持つこと。
- 2 携帯電話会社等には、フィルタリングサービスの提供を義務付けること。保護者にも、未成年者にはフィルタリングサービスの提供を受けることを義務付けること。
- 3 罰則規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月28日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

警察庁長官